(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 農業委員会 番号 5

	許認可等の内容	農地等の権利移動の許可
	根拠法令及び条項	農地法 第3条第1項
	関係条項	
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合は その理由)	裏面記載
	参 考 事 項	裏面記載
	設定等年月日	平成15年10月1日設定(平成30年2月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数27日 (休日は含まない。) 形式審査1日、実質審査11日、現地調査3日、農業委員会総会等付議10日、決裁手続2日、計27日 ただし、次の日数は、処理日数に算入しない。 (ア) 茅ヶ崎市の休日を定める条例(平成元年茅ヶ崎市条例第3号)第1条第1号に規定する市の休日 (イ) 審査のために必要な書類、資料等を追加することになった場合に必要とする日数
间	設定等年月日	平成15年10月1日設定(年月日最終変更)

			(裏)
			1. 農地法第3条第1項の許可に当たっては、同条第2項各号に 該当しないか、又は同条第2項第2号及び第4号に係る部分 に限り同条第3項の適用を受ける場合に同条第3項各号すべ てを満たすかについて審査する。
			2. 審査に当たっては、農地法施行規則(昭和27年農林省令第 79号)第11条各号の事項について審査する。
			3. 農地法第3条第2項各号に該当しないかどうかの審査に当たっては、法令の定めによるほか、次に掲げる基準による。 (1) 農地法第3条第2項第1号
			平成 12 年 6 月 1 日農林水産事務次官通知「農地法関 係事務に係る処理基準について」
審			別紙1「第3 法第3条関係 3 法第3条第2項第1 号の判断基準」
			(2) 農地法第3条第2項第2号 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関 係事務に係る処理基準について」
			別紙1「第3 法第3条関係 4 法第3条第2項第2 号の判断基準」
查			(3) 農地法第3条第2項第4号 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関 係事務に係る処理基準について」
	基	準	別紙1「第3 法第3条関係 5 法第3条第2項第 4号の判断基準」
++-			(4) 農地法第3条第2項第5号 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関
基			係事務に係る処理基準について」 別紙1「第3 法第3条関係 6 法第3条第2項第5 号の判断基準(1)及び(2)
			(5) 農地法第3条第2項第6号 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係
進			事務に係る処理基準について」 別紙1「第3 法第3条関係 7 法第3条第2項第 6号の判断基準」
			(6) 農地法第3条第2項第7号
			平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」
			別紙1「第3 法第3条関係 8 法第3条第2項第7 号の判断基準(1)
			4. 農地法第3条第3項各号すべてを満たすかの審査に当たっては、法令の定めによるほか、次に掲げる基準による。
			平成 12 年 6 月 1 日農林水産事務次官通知「農地法関係
			事務に係る処理基準について」 別紙1「第3 法第3条関係」中、「9 法第3条第3項
			関係(2)法第3条第3項の判断基準」又は「10法第3条第3項の事務処理基準」
			5. 3ないし4に規定するもののほか、次に掲げる通知を考
			慮して審査する。

- (1) 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」
 - 別紙1「第1 全般的事項」又は「第3 法第3条関係」中、「1 法第3条の許可対象」乃至「2 法第3条第2項ただし書の許可基準」
- (2) 昭和 27 年 12 月 20 日農林事務次官通知「農地法の施行 について」

記 第1 農地法第3条関係の事項

- (3) 昭和37年7月1日農林事務次官通知「農地法の一部を 改正する法律の施行について」
 - 記 第4 農業生産法人以外の法人の農地等の権利 取得の事項
- (4) 昭和 45 年 9 月 30 日農林事務次官通知「農地法の一部 を改正する法律の施行について」

記 第3条関係の事項

(5) 昭和50年1月24日農林省構造改善局長通知「国土利 用計画法の土地の取引規制と農地法第3条及び第5条 の許可との調整等について」

別記 第1 農地法第3条関係の事項

- (6) 昭和55年8月29日農林水産事務次官通知「農地法の 一部を改正する法律の施行について」 記第3 農業生産法人に係る要件についての改正 の事項
- (7) 平成5年8月2日農林水産事務次官通知「農地法の一 部改正について」 記 第2 農業生産法人の要件についての改正の事
 - 記 第2 農業生産法人の要件についての改正の事 項
- (8) 平成9年3月24日農林水産省構造改善局長通知「農業生産法人の行い得る事業範囲の明確化等について」
- (9) 平成13年3月1日農林水産事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」

記 第2 農業生産法人の要件についての改正及び 第3 農業生産法人の要件適合性を担保するための措 置の事項

			(表)
			(1) 平成 12 年 6 月 1 日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」 別紙 1 「第 1 全般的事項」又は「第 3 法第 3 条関係」中、「1 法第 3 条の許可対象」乃至「2 法第 3
			条第2項ただし書の許可基準」 (2) 昭和27年12月20日農林事務次官通知「農地法の施行 について」
審			記 第1 農地法第3条関係の事項 (3) 昭和37年7月1日農林事務次官通知「農地法の一部を 改正する法律の施行について」 記 第4 農業生産法人以外の法人の農地等の権利
查			取得の事項 (4) 昭和 45 年 9 月 30 日農林事務次官通知「農地法の一部 を改正する法律の施行について」
			記 第3条関係の事項 (5) 昭和50年1月24日農林省構造改善局長通知「国土利 用計画法の土地の取引規制と農地法第3条、第5条の 許可との調整等について」
	基	準	別記 第1 農地法第3条関係の事項 (6) 昭和55年8月29日農林水産事務次官通知「農地法の
基			一部を改正する法律の施行について」 記 第3 農業生産法人に係る要件についての改正 の事項
			(7) 平成5年8月2日農林水産事務次官通知「農地法の一 部改正について」 記 第2 農業生産法人の要件についての改正の事
準			項 (8) 平成9年3月24日農林水産省構造改善局長通知「農業 生産法人の行い得る事業範囲の明確化等について」
			(9) 平成13年3月1日農林水産事務次官通知「農地法の一 部を改正する法律の施行について」
			記 第2 農業生産法人の要件についての改正及び 第3 農業生産法人の要件適合性を担保するための措 置の事項